

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料 納入通知書を7月中旬に郵送

国保については国民健康保険課
☎027・898・6250
後期高齢者医療については同課
☎027・898・5955

● 国民健康保険税

国保税の納税義務者は世帯主。世帯主が加入していないなくても家族が加入している場合は、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。納付は口座振替が原則です。通帳、届出印、納税通知書を用意して金融機関などで申し込んでください。災害やリストラなどで著しく所得が減少し、納期限前7日までに申請が受理された場合、減免を受けられることがあります。昨年3月31日以降にリストラや倒産などで失業し、その後社会保険などに未加入の65歳未満の人が雇用保険を受給する場合は、給与所得を減額して計算します。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証、印鑑、国保の保険証を用意して申告してください。

● 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料の納付義務

務者は75歳以上の人と一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人。納付は普通徴収と年金から引き去りする特別徴収があります。国保税を口座振替していた人も後期高齢者医療保険料では、新たに口座振替の申し込みが必要。特別徴収から口座振替へ変更する場合も手続きをしてください。所得が一定基準を下回る世帯の人は、均等割が軽減。なお、世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計が33万円以下で世帯の被保険者全員の各種所得が無い人は、本年度から均等割軽減割合が9割から8割に変更になります。

国保税の税率と金額		
区分	税率と金額	
① 医療給付費分	所得割税率	6.8%
	被保険者均等割額	2万4,600円
	世帯別平等割額	1万6,800円
	課税限度額	61万円
② 後期高齢者支援金分	所得割税率	2.5%
	被保険者均等割額	1万3,200円
	課税限度額	19万円
③ 介護納付金分(40～64歳)	所得割税率	2.5%
	被保険者均等割額	1万5,600円
	課税限度額	16万円

国保や後期高齢者医療加入者が対象 医療費・食事療養費の軽減措置

☎ 国民健康保険課 ☎027-898-6249
後期高齢者医療については同課 ☎027-898-6253

国民健康保険や後期高齢者医療の加入者に医療費などの軽減措置があります。病院などの窓口に限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、支払う医療費が自己負担限度額までになります(表1のとおり)。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事が減額されます(表2のとおり)。国保加入者で70歳以上か後期高齢者医療加入者で区分が現役並みⅢと一般の人は、高齢受給者証か後期高齢者医療被保険者証が認定証の代わりになります。詳しくは問い合わせるか、下記二次元コードの本ホームページからご覧ください。

● 認定証の更新は窓口で

7月は認定証の更新時期。認定証が必要な人は市役所国民健康保険課、大胡・宮城・粕川・富士見支所で申請してください。保険証、印鑑、マイナンバー(国保は世帯主と該当者、後期高齢は本人)の分かる物、身分証明書を用意してください。

区分	限度額				
	限度額	限度額(4回目以降)※3			
70歳未満※1	年間所得901万円超	25万2,600円+(医療費の総額-84万2,000円)×1%	14万1,000円		
	年間所得600万円超901万円以下	16万7,400円+(医療費の総額-55万8,000円)×1%	9万3,000円		
	年間所得210万円超600万円以下	8万1,000円+(医療費の総額-26万7,000円)×1%	4万4,400円		
	年間所得210万円以下	5万7,600円	4万4,400円		
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円			
70歳以上後期高齢者医療加入者	現役並み所得者※2	Ⅲ 課税所得690万円以上	25万2,600円+(医療費の総額-84万2,000円)×1%	14万1,000円	
		Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	16万7,400円+(医療費の総額-55万8,000円)×1%	9万3,000円	
		Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	8万1,000円+(医療費の総額-26万7,000円)×1%	4万4,400円	
	非課税	一般	1万8,000円(年間限度額14万4,000円)	5万7,600円	
		低所得者Ⅱ(世帯主と国保加入者(後期高齢は世帯全員)が住民税非課税の人)		2万4,600円	-
		低所得者Ⅰ(上記と同様の人で各種収入から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いた所得が0円となる世帯の人)	8,000円		1万5,000円

※1 所得は、同一世帯の全ての国保加入者の基礎控除後の所得の合計
※2 [現役並み所得者]:一部負担金の割合が3割の人
※3 過去12カ月間に4回以上高額療養費に該当している場合の4回目からの限度額

また、後期高齢者医療加入者のうち、現在認定証の交付を受けていて本年度も引き続き該当する人には、保険証と一緒に認定証を送付します。



国保については
こちら



後期高齢者医療については
こちら

対象	1食あたり負担額
下記以外の人	460円
表1で住民税非課税世帯・低所得者Ⅱの人	90日までの入院: 210円 90日を超える入院: 160円
表1で低所得者Ⅰの人	100円

受給者証や被保険者証を郵送

☎ 国保の高齢受給者については国民健康保険課 ☎027-898-6249
後期高齢者医療については同課 ☎027-898-6253



国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(水)までです。引き続き対象となる人には、新しい証を7月中に郵送。期限切れの証は、市役所国民健康保険課、各支所・市民サービスセンターに返却するか、自分で破棄してください。

● 国保の高齢受給者

70歳から74歳までの国保加入者の新しい高齢受給者証を世帯主宛てに郵送します。

● 後期高齢者医療の加入者

新しい被保険者証は青色で、黄色の封筒で郵送します。簡易書留による郵送を希望する人は、7月5日(金)までに連絡してください。なお、保険料の滞納状況により有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。また、国保の高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証に記載されている自己負担割合が3割で条件に該当する人は、申請により自己負担割合を見直すため、基準収入額適用申請書を郵送します。